

4. 養育費受取に係る手続き費用（補助額上限 3 万円）

補助内容

養育費の履行確保（強制執行等）のため、裁判所手続に要する費用を補助します。

対象経費（養育費の履行確保に係る部分に限る）

- 強制執行等申立に要する収入印紙代、裁判所が求めた連絡用郵便切手代等
- 裁判所提出用の戸籍謄本等の書類取得費用等

対象者（以下すべてに該当）

- 申請時にひとり親で、債務名義（公正証書〔強制執行認諾条項付〕等）を有している者
- 市内に住所を有し、現に居住している者
- 強制執行等申立に要する経費を負担した者
- 市税の滞納がない者

申請書に添付する書類

- 対象経費の領収書等
- 裁判所で強制執行等申立書が受理されたことが分かる書類
- その他市長が必要と認める書類

基準日

- 裁判所において強制執行等申立が受理されたとき
-